

訪問介護重要事項説明書

[令和 8 年 1 月 1 日現在]

1 当ステーションが提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

TEL 011-211-0652

管理者 _____

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

(1) その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

北海道国民健康保険団体連合会 電話：011-231-5175

2 ヘルパーステーション アミューズ札幌の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ヘルパーステーション アミューズ札幌
所在地	北海道札幌市中央区南 18 条西 12 丁目 4-35 エステラ式番館 202 号
介護保険指定番号	訪問介護 (北海道 0170105886 号)
サービスを提供する地域	札幌市内全域

(2) 営業時間

月～金	9:00～18:00
-----	------------

※ 夏季休業 8 月 13 日～8 月 15 日と年末年始 12 月 31 日～1 月 3 日を除きます。

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1 名	名	1 名
サービス提供責任者	介護福祉士	1 名	名	1 名
訪問介護員	介護福祉士			2.5 名以上

(4) サービス提供の時間帯

	早朝 6:00～9:00	通常時間帯 9:00～18:00	夜間 18:00～22:00
平日	△	○	△
土日・祝日	×	△	×

※ 時間帯により料金が異なります。

※ 早朝(6:00～9:00)、夜間(18:00～22:00)のご利用につきましてはご相談ください。

(5) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3 サービス内容

- (1) 身体介護
 - ① 食事介助 ② 入浴介助 ③ 排泄介助 ④ 清拭 ⑤ 体位変換 等
- (2) 生活援助
 - ① 買い物代行 ② 調理 ③ 掃除 ④ 洗濯 等
- (3) その他サービス
 - ① 介護相談 等

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として基本料金（※別紙料金表参照）の1割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(2) 交通費

前記2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

サービスを提供する地域以外にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費実費をいただきます。公共交通機関を使用した場合は実費を、また、自動車を使用した場合は 事業所から通常の実施地域を超えて1kmごとに50円を請求いたします。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。（連絡先：ヘルパーステーション アミューズ札幌 TEL 011-211-0652）

ご利用日の前営業日の15時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日の15時までにご連絡がなかった場合	一律5000円

(4) その他

- ① 利用者様のご自宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者様のご負担になります。
- ② 通院介助などで交通機関を利用した場合、訪問介護員の交通費は利用者様のご負担になります。
- ③ 料金の支払方法
料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月20日までに当月分の料金を請求いたしますので、翌々月15日までにお支払いください。お支払い方法は、原則銀行または、郵便局引き落としとさせていただきます。
- ④ まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。
- ⑤ 訪問時、ヘルパーの同行研修をお願いする場合がございますのでご了承ください。
- ⑥ 利用者様のご要望に沿ってヘルパーを決めておりますが、必ずしもご希望に添えない場合や、やむを得ずヘルパーを変更する場合もございますのでご了承下さい。
- ⑦ 誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いをご遠慮下さい。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当ステーション職員がお伺いいたします。訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、担当ケアマネジャーとご相談ください。

(2) サービスの終了

- ① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の14日前までに文書でお申し出ください。
- ② 当ステーションの都合（人員不足等）でサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了します）
 - ・ 利用者様が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕又は要支援と認定された場合 ※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
 - ・ 利用者様が亡くなられた場合
- ④ その他
 - ・ 当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
 - ・ 利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者様やご家族の方などが、当ステーションや当ステーションの訪問介護員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当ステーションにより文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問介護のサービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行いません。

6 当ステーションの訪問介護サービスの特徴など

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	有	変更を希望される方はご相談ください
男性ヘルパーの有無	なし	希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	有	1ヶ月に1回全体研修があります
サービスマニュアルの作成	有	

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への 連絡基準		

